

## 筑後市高齢者憲章(注釈つき)

わたくしたち筑後市民は、だれもが(注 1)健やかで心豊かな生活ができ、長生きしてよかったと思える(注 2)『いきいきと健康なまちづくり』をめざして、この憲章を制定します。

- 一、高齢者(注 3)が、長い間社会の発展に尽くしてきた人として(注 4)、敬愛されるまちにしましょう。
- 一、高齢者が、心も身体も健康で、安心して、笑顔で暮らし続けられる(注 5)まちにしましょう。
- 一、高齢者がみずから、豊かな知識と経験を活かし、すすんで社会活動に参加できるまち(注 6)にしましょう。
- 一、高齢者が家族や地域住民とのふれあいを深め(注 7)、共に支え合い、思いやりのある家庭と地域が創られるまちにしましょう。
- 一、高齢者が生涯を通して学び(注 8)、生きがいをもっていきいきと過ごせるまちにしましょう。

### 注 1 「だれもが」とは、

筑後市に住むすべての人を指します。高齢者のみならず、あらゆる年代のひとびとが、という意味です。

### 注 2 「長生きしてよかったと思える」とは、

高齢期を迎え、人生を顧みた時に、長く生きてきてよかったと思える人生であることは、過去もそして現在も満たされた生活を送っていることを表します。

### 注 3 「高齢者」とは、

高齢者とは、老人福祉法等法制度上は明確に定義されていません。しかし、国連の世界保健機構(WHO)の定義では、65歳以上の人を高齢者としています。

### 注 4 「長い間社会の発展に尽くしてきた人として」とは、

現役時代に、農業など生産に携わった方、会社員として企業に貢献された方、教員として子供たちの教育に熱心に携わってこられた方、主婦として子育てや家庭を守ることに心をくだいてこられた方など、様々な分野で活躍されたことによって現在の社会が築かれたことを表しています。

**注 5 「笑顔で暮らし続けられる」とは、**

笑顔で暮らせるということは、心身共に安定し、日々の生活の不安もなく、生活できていることを意味します。

**注 6 「すすんで社会活動に参加できるまち」とは、**

高齢になっても、その人が持つ知識や技術を発揮できる社会活動が準備されており、何の気兼ねもなく参加できる体制ができていることを意味します。

**注 7 「地域住民とのふれあいを深め」とは、**

高齢者自身が、何かを待つのではなく、日頃から隣近所のつきあいをすることで、ちょっとしたお手伝いや体調の急変時、災害時などの手助けを依頼できる関係をつくることが重要であることを意味します。

**注 8 「生涯を通して学び」とは、**

高齢になっても、興味のあることや疑問に思ったことを学習したり、趣味について学んだりすることで、若々しさを保つことができるもので、いつまでも学習することのできる体制作りが整っているまちづくりが必要であることを意味します。